

聞仕候て、我を折申候。中々あの様に静まりたる仕様は、及不申事に候。上野介殿を打申迄は首尾調申儀は有之候とも、打すまし候て跡迄一つも無難様に仕廻申候事、格別の儀と存候よし新井氏物語に候故、私申候は四十七人の仕形は無残所有候。土屋仕形は如何被思召候哉。同じく御家人の事、其上合璧と申、其まゝ四十七人を遁し申管に候はんや。加賀などの風にては申譯無之事に候。江戸の詮議は如何候やと申候へば、其時分當地にても土屋仕形尤には不申様に申候。いたし様も可有之儀のよし被申候ゆゑ、いたし様は如何、御料簡の通承度旨申候得ば、新井氏被申候は、君父の仇はうたせ申法に候。其上あの方より、士は相互の事に候間、爲討くれ候へと斷にも及候上は、とかく相手に罷成事は有之まじく候。重て使者を越候時分罷越候て、吉田か大石に逢候て、唯今御本望被遂候旨先以御大慶たるべく候。我等事隣家の事に候へども、御斷にて主人の敵御打の儀故、とかく御さゝへ申に不及候て、思召の通に仕候。此上は此方の申儀も御聞分候て可給候。隣家に罷在ながら、各を其まゝ爲引候ては、後日に申譯無之事に候。左様に候

とて、右申通敵討の儀に候へば、相手に罷成所存にては無之候。御ふしよながら各の内、おも立申御衆一兩人は、是に御殘可被成候。大勢不殘是に留可申と申にても無之候。一兩輩人質の爲に御殘候へば、私一分の申譯立申候。但又萬一是より各何方へぞ御立退、一命を御助り可有との御所存に候はゞ不及是非、其時は御相手と申ものに候へ共、左様の御所存にては有之まじく候。然ば最前其元より御斷にまかせ候上は、此方申越をも御聞分可給候。是以最前被仰聞候通り、士は相互の事に候へば、我等に御成候て御覽あるべく候。無味に爲立退候ては、我等一分立不申事に候間、此段御料簡候て可給旨申候はゞ、内藏助程の者に候間可任其旨候。左候はゞ二三人預置、其外は御勝手次第御引取候へ。先落居の内は此御兩三人は、預置申由申ての候はゞ、首尾能尤成仕形と可申候。萬一それに承引不仕候て、達而退申候はゞ、最早主税不仕合と申物に候へば、相手に罷成より外は無之候由、新井氏被申候。是は尤に存候。是より外にはよき處置は有之間敷と奉存候。

一、越前大炊頭殿の仁徳

越前之大炊頭殿家赤目新兵衛儀、委細被仰聞先生へも申上候處、其時分御用の儀有之候、御同役の方と、新井氏へ御越の席にて、御物語被成候處、何も感被申候。就夫新井殿被申候は、大炊頭殿は唯人にては無之と存候。殿中にても瞻視正、容貌殊の外見事に候よし被申候へば、三宅九十郎とやらん被申候は、先年類焼にて大炊殿上屋敷長屋焼失、本屋形は別條無之處、家中の侍中居所無之に付、近所の町家へ借宅仕管に候を御聞候て、某本屋殘居申候處、家來共協々へ借宅爲仕申管にては無之候。廣間・書院などいくつにも圍候て入可申旨被申付、俄に屏風・戸障子などを以て仕切候て、侍中何も入申由。此咄にて尙更何も感稱申候由に御座候。其後安藝守様儒臣堀正修申候は、大炊頭殿、儒臣伊藤義齋に講談御聞被成候に付、義齋に被仰付は、講談の席にて何にても此方心得に罷成儀は、取合不申儀にても爲申聞候様にとの事に候。餘程見事成儀、難得主のよし申候。

正徳四年五月十七日
日馳善兒來書

右筆記一冊、正徳五年正月申中村典膳へ迄潜に相達申入候は、近代之事共に付事實も慥にて、面白咄ども書集置申

候。多くは新井筑後守殿咄にて、室新助殿書中に被書載、藏人並私方へも申來候趣共に御座候。外へは一向出不申候得共、御自分には御近習に迄御勤被成、御外交かつて無之候へば、書物にて御覽は格別、か様の物語は御聞候事も稀可有御座候より、藏人へも申談候へば、御自分は別段の儀に存候間、懸御目候様に申候。萬一御前入御覽候ても、御慰に成申間敷とも不被申候。去共入御覽申度とて、懸御目候にては聊以無御座候旨申入候て達之候處、典膳一覽殊の外甘心にて、即日被入御覽、久敷御留覽の上、端々爲御寫被遊候旨にて、同七月源次郎へ迄被返下候。御上包被仰付、青地源次郎方にて封を開可申旨、御書付候て被成下。典膳並大野木舍人にも一本宛被寫置候事。

一、赤目新兵衛御取立の事

右大炊頭殿正徳四年
稱伊藤守御親父兵部大輔殿は、殊之外鷹野數寄にて、國中制禁の所々多有之候。然處大炊頭殿家督以後、御領内の鷹場制禁すきと御免除にて、家中へ御申渡候は、向後は鷹場御指止候間、勝手次第何方にて成とも鷹つかひ可